第十八条第一項中「七万百九十円」を「七万三百円」に改め、同条第二項第一号中「十万五千二百九十円」を「十万五千四百六十円」に、「二万千九百八十円」を「二万二千百九十円」に改め、同項第二号中「二万千九百八十円」を「二万二千百九十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十一年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3　平成三十一年三月以前に受けた介護に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万六千四百円」を「三万六千八百円」に改め、同項第二号中「三万四千四百円」を「三万四千八百円」に改め、同項第三号中「三万六千八百円」を「三万六千四百円」に改め、同条第二項中「三万六千四百円」を「三万六千八百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十六万七千二百円」を「二百七十九万六千円」に改め、同項第二号中「二百二十一万四千円」を「二百二十三万六千八百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十六万五千二百円」を「八十七万三千六百円」に改め、同項第二号中「六十九万二千四百円」を「六十九万九千六百円」に改める。

第十条第五項中「二百四十二万四百円」を「二百四十四万四千四百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百二十六万千二百円」を「七百三十三万三千二百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十一年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十四号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万六千四百円」を「三万六千八百円」に改め、同項第二号中「三万四千四百円」を「三万四千八百円」に改め、同項第三号中「三万六千八百円」を「三万六千四百円」に改め、同条第二項中「三万六千四百円」を「三万六千八百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十一万八百円」を「百二十二万二千八百円」に改め、同号ロ中「九十六万九千六百円」を「九十七万九千二百円」に改め、同項第二号イ中「百五十五万七千六百円」を「百五十七万二千円」に改め、同号ロ中「百二十四万六千八百円」を「百二十五万八千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万二千三百円」を「八十四万三千六百円」に、「五十六万千五百円」を「五十六万二千四百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百八十七万三千六百円」を「三百九十一万四千四百円」に改め、同号ロ中「三百九万九千六百円」を「三百十三万二千円」に改め、同号ハ中「二百三十二万五千六百円」を「二百三十四万八千四百円」に改め、同項第二号イ中「四百九十八万千二百円」を「五百三万二千八百円」に改め、同号ロ中「三百九十八万五千二百円」を「四百二万六千円」に改め、同号ハ中「二百九十八万九千二百円」を「三百一万九千二百円」に改め、同条第四項中「八十四万二千三百円」を「八十四万三千六百円」に、「五十六万千五百円」を「五十六万二千四百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百九十万円」を「三千四百二十万円」に改め、同号ロ中「二千五百七十万円」を「二千五百四十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十六万七千二百円」を「二百七十九万六千円」に改め、同項第二号中「二百二十一万四千円」を「二百二十三万六千八百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百四十二万四百円」を「二百四十四万四千四百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百二十六万千二百円」を「七百三十三万三千二百円」に改める。